

香芝市公告

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の規定に基づいて買取り申出のあった生産緑地について、同法第 13 条の規定に基づき取得を希望される方への斡旋を行っています。

取得を希望される方は申し出て下さい。

令和 6 年 10 月 10 日

香 芝 市 長 三 橋 和 史

1 斡旋する土地

生産緑地の区域	買取申出日
香芝市尼寺二丁目 105 番地	令和 6 年 9 月 13 日

2 申出場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課

TEL 0745-44-3316

3 その他の事項

- ・ 買取り申出の日から 3 箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地を取得できる方に限ります。